

技術検定受検等に必要な実務経験の見直し

○基本的な考え方

- 監理技術者等として施工管理を行うためには、一定の実務経験が必要である。
- 現状、技術検定合格者(施工管理技士)を直ちに有資格者と見なせることのメリットは大きいため、検定後に実務経験を積む方式については将来の検討課題とする。
- 技術者資格に関する条件は、知識についての条件と経験についての条件に分けて整理する。
- 知識については、原則として技術検定により計ることとし、検定内容の充実化等を検討する。
- 経験については、学歴による差を見直し、実務経験の内容を評価することにより、必要年数の短縮を検討する。

○基本方針(案)

- 技術検定の第1次検定については、一定年齢以上の全ての者に受検資格を認め、検定試験内容の充実を図るとともに、専門性の高い学校課程修了者とそれ以外の者との取り扱いを分ける。
- 技術検定の第1次検定に合格した者を、建設技術者として最低限必要な知識を有するものとして同等に扱い、技術者として施工管理に関する実務をその内容に応じて一定期間経験した者に対して第2次検定の受検資格を認める。
- 実務経験による技術者資格については、指定学科の卒業者以外であっても、一定の条件下で指定学科の卒業者に準じた扱いができる規定を設ける。

2. 技術検定の受検資格見直し(案)

○ 1級の受検資格 (現行)

学 歴	第一次検定	第二次検定
大学 (指定学科)	卒業後 3年実務	
短大、高専(指定学科)	卒業後 5年実務	
高等学校(指定学科)	卒業後 10年実務	
大 学	卒業後 4.5年実務	
短期大学、高等専門学校	卒業後 7.5年実務	
高 等 学 校	卒業後 11.5年実務	
2 級 合 格 者	条件なし	2級合格後 5年実務
上 記 以 外	15年実務	

(いずれも指導監督の実務経験1年を含む必要あり)

○ 2級の受検資格 (現行)

学 歴	第一次検定	第二次検定
大学 (指定学科)	17歳以上	卒業後 1年実務
短大、高専(指定学科)		卒業後 2年実務
高等学校(指定学科)		卒業後 3年実務
大 学		卒業後 1.5年実務
短期大学、高等専門学校		卒業後 3年実務
高 等 学 校		卒業後 4.5年実務
上 記 以 外		卒業後 8年実務

(見直し案)

第一次検定	第二次検定
19歳以上 (専門性の高い大学 課程履修者は一部 科目を免除)	1級技士補として 監理技術者等の指導下で の実務経験3年 ※1

※1 監理技術者補佐としての経験は1年。その他の経験については5年。
2級合格者は従前のとおり。

(見直し案)

第一次検定	第二次検定
17歳以上 (専門性の高い学校 課程履修者は一部 科目を免除)	2級技士補としての 実務経験3年 ※2

※2 1級技士補の場合は1年。

3. 実務経験による技術者資格要件の追加(案)

○実務経験による主任技術者・（指定建設業以外の）監理技術者の要件

（監理技術者は元請4500万円以上の指導監督的実務経験2年を含む必要あり）

（現行）

学 歴	実務経験
大学、短大等（指定学科）	卒業後 3年
高等学校（指定学科）	卒業後 5年
上 記 以 外	10年

＜機械器具設置工事業における例＞

（現行）

建築学、機械工学、電気工学に関する学科（指定学科）の卒業生以外は10年の実務経験が必要

（見直し案）

指定学科の卒業生以外であっても、
建築・電気工事・管工事施工管理技術検定（第一次検定）
の合格により、合格後3年（1級）又は5年（2級）に短縮可能

（追加案）

学 歴 等		実務経験
学 歴	大 学 、 短 大 等 （ 指 定 学 科 ）	卒業後 3年
	高 等 学 校 （ 指 定 学 科 ）	卒業後 5年
技士補・技士	1 級 技 士 補 ・ 技 士 （ 対 応 種 目 ）	合格後 3年*
	2 級 技 士 補 ・ 技 士 （ 対 応 種 目 ）	合格後 5年*
上 記 以 外		10年

○業種毎の指定学科と対応する技術検定種目（案）

業種毎の指定学科(学歴)	対応する技術検定種目
土木工学	土木施工管理、造園施工管理
建築学	建築施工管理
電気工学	電気工事施工管理
機械工学	管工事施工管理
電気通信工学	電気通信工事施工管理

*本来、技術検定により資格取得すべき指定建設業と電気通信工事業を除く